

2021年2月12日
富国生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症に関する感染症サポートプラス
および災害割増保険金等の取扱いについて（取扱継続）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

富国生命保険相互会社（社長 米山好映）では、2020年4月22日、2020年5月7日および2020年6月16日付リリースのとおり、新型コロナウイルス感染症を災害割増保険金等の支払対象とする取扱いを実施しております。また、2020年12月25日付リリースのとおり、医療大臣プレミアエイト〔医療保険（16）〕において「感染症サポートプラス」の取扱いを開始しております。

今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正により、新型コロナウイルス感染症はこれまでの「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へと法律上の位置づけが変更されますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、本取扱いを改正法の施行日である2021年2月13日以降も継続することをお知らせいたします。

○取扱いの内容

- ・災害に関する保障がある保険商品において、被保険者が新型コロナウイルス感染症を原因として死亡された場合や高度障害状態に該当した場合に、災害割増保険金、災害死亡給付金等の支払対象としてお取り扱いします。
- ・特別条件のうち保険金削減支払法または特定部位不担保法を適用したご契約において、新型コロナウイルス感染症によって支払事由が生じた場合に、保険金の削減や給付金の不支払いを行わないこととします。
- ・医療大臣プレミアエイトにご加入のお客さまが新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症を直接の原因として入院（病院などと同等とみなされる臨時施設等または自宅において、入院と同等の療養を受けた場合も含まれます。）を開始したとき、入院見舞給付金の支払額を従来の2倍（入院給付金日額×20）に拡大します。

※この倍額支払は、2022年1月31日までの間に入院を開始した場合に限ります。

以 上